

秩序変更を目指す中国の海洋進出

飯田将史（防衛研究所）

はじめに

中国による海洋への進出が加速している。中国政府が決定した 2011 年から 2015 年までの経済発展計画である「第 12 次 5 年計画」は、「海洋資源を合理的に開発・利用し、海洋石油・ガス、海洋運輸、海洋漁業、海浜観光などの産業を積極的に発展させる」とし、海洋経済の発展を推進する姿勢を明確にした¹。この方針に沿うかのように、中国は調査船をオホーツク海からベーリング海峡を経て北極海を通過し、アイスランドまで派遣して北極海航路の開拓を進めたり、新たに開発した深海調査船をグアム沖のマリアナ海溝に派遣し、世界最深記録となる水深 7000 メートル余りまで潜水させたりしている。

中国による海洋進出は、資源の開発や航路の開拓といった経済的な利益を求めるものにとどまらない。主権や領有権をめぐる他国との争いにおいて優位な立場に立つことや、海洋権益の確保などを目指して、外交・安全保障面でも中国の海洋進出は活発化している。東シナ海と南シナ海では、「海監」や「漁政」を中心とする海上法執行機関の監視船や航空機による活動が増大しており、島嶼の領有権や海底資源、漁業資源といった海洋権益をめぐる周辺諸国に対して挑発的な行動を繰り返している。中国海軍も、大規模な実弾演習や島嶼奪回演習を活発に行うなど、周辺諸国に対する威圧を強めている。さらに中国海軍の艦艇部隊は、南西諸島を経て西太平洋へ進出し、対艦攻撃や防空戦闘、対潜水艦戦闘などの演習を行う遠洋訓練を定期的を実施しており、西太平洋における軍事的プレゼンスの増大を図っている。このような中国による実力を背景にした強引な海洋への進出は、その圧力に直面している東アジア諸国や、この海域における安全保障秩序の維持に国益を有する米国などの懸念を呼んでいる。

中国は、経済力のみならず軍事力も含めた総合国力を急速に伸長させている新興大国である。その中国による周辺海域への活発な進出は、将来の東アジア地域の安全保障に大きな影響を与えることになる。問題は、新たに台頭しつつある中国が、日本や米国をはじめとした地域諸国によって共有されてきた東アジアの海洋秩序に対して、今後どのような姿勢をとっていくのかにあると言えよう。このような問題意識の下で、本報告では、近年活発化している中国による安全保障面での海洋進出について、その歴史的背景や中国が有する目的をはじめに検討する。次に、東シナ海や南シナ海、西太平洋への中国の進出の実態を踏まえながら、その特徴を分析する。最後に、そのような中国による海洋進出が、東アジアの安全保障に与える影響について検討した上で、日本と米国がいかなる対応を採るべきかについて考察する。

¹ 「第十四章 推進海洋経済発展」『国民経済和社会発展第十二個五年規劃綱要（全文）』2011 年 3 月 6 日、http://www.gov.cn/2011lh/content_1825838_4.htm

1 海洋進出の背景と狙い

(1) 安保環境の歴史的変化

中華人民共和国は、1949年に建国したのち長期にわたり、陸上の国境をめぐる周辺諸国と対立を繰り返してきた。建国から間もない1950年6月に北朝鮮が韓国に侵攻し、朝鮮戦争が勃発した。当初は北朝鮮軍が優位に立ったが、米国を中心とした国連軍が反撃・攻勢に転じ、中朝国境の鴨緑江に迫った。これを受けて中国は「中国義勇軍」を組織して、北朝鮮を支援するために朝鮮戦争に参戦した。その後、1953年7月に休戦協定が成立するまで、中国は米国との間で大規模な戦争を戦うことになった。中国はインドとの間で、チベット問題の扱いや未確定の国境問題をめぐって対立していたが、1962年10月に人民解放軍がカシミールとアクサイチンでインド軍を攻撃したことで、中印の国境問題は武力衝突に発展した。また、中国は1960年代に入ってからソ連との関係を次第に悪化させてきたが、1969年3月には中ソ国境のウスリー川のダマンスキー島(珍宝島)をめぐる両国軍による衝突が発生し、ソ連と厳しく対立するようになった。1979年2月には、ソ連の支援を得てインドシナ半島で影響力を高めていたベトナムに対して、中国軍が陸上国境を越えて侵攻し、中越戦争を引き起こした。

このように陸上国境を中心に安全保障上の問題を多く抱えていた中国は、人民解放軍の整備において自ずと陸軍を重視することになった。しかも、経済発展が立ち遅れていた中国にとって、高価な近代的装備を配備する余裕に乏しかったことから、人民解放軍は侵攻してきた敵に対して大量の兵員を動員することによって対抗する「人海戦術」を採用した。その結果、人民解放軍は陸軍を主体とした世界最大の兵員を擁する軍隊となったのである。同時に中国は、米ソに対する抑止力を高めるために、希少な資源を核兵器開発に集中的に投資した。1964年に原爆実験に成功した中国は、弾道ミサイルの開発も進展させ、1980年代には大陸間弾道ミサイル(ICBM)を保有する核大国の地位を手に入れた。

ところが冷戦の終結は、中国を取り巻く安全保障環境に大きな変化をもたらした。1989年5月のゴルバチョフ書記長の訪中によって、中ソ関係は大幅に改善した。1991年にはソ連が崩壊し、中国に対する北方からの軍事的圧力は大きく低下した。インドシナ紛争も解決に向けて動き出し、中国はベトナムとの関係を正常化させた。その後、中国は周辺諸国との陸上国境を次々と確定させた。ソ連の崩壊によって独立国となった中央アジア諸国との間で中国は、1990年代後半に国境協定を締結していった。1999年には、中国とベトナムとの間で陸上国境が画定された。2004年に中国は、ロシアとの間で全ての陸上国境を画定させた。その結果、中国が抱える陸上国境をめぐる対立はインドとの間の問題のみとなった。こうして、建国以来中国が直面し続けてきた大きな安全保障上の課題であった陸上国境問題はほぼ解決し、中国にとって陸上の脅威は大幅に低減したのである。

他方で、中国にとっての主権や領土をめぐる問題の多くは、海洋に残されることになった。主な問題は、台湾の統一問題、南シナ海における島嶼の領有権問題、そして東シナ海における尖閣諸島をめぐる問題である。冷戦期に陸上において深刻な脅威に直面していた中国にとって、これらの

海洋における問題に本格的に対処する余裕は少なく、必ずしも解決が急がれる問題ではなかった。ところが陸上国境をめぐる周辺諸国との対立関係が解消したことで、海洋に残された主権や領土問題に取り組むことが、中国にとって重要な課題として浮上したのである。中国の海軍や海上法執行機関などによる海洋進出の活発化の背景には、こうした中国をとりまく安全保障環境の歴史的な変化が存在している。

(2) 経済発展による新たな国益

経済の急速な発展を実現したことも、中国の海洋への進出を促進している大きな要因である。1970年代末から経済の改革開放政策を推進してきた中国は、経済を対外的に開放し、市場経済化を進めたことによって、世界第2位の経済大国となった。海外からの投資と技術を大胆に導入し、海外との貿易を拡大することによって成長してきた中国経済は、グローバル経済との結びつきをかつてなく高めている。2012年における中国の輸出額と輸入額は、それぞれ2兆490億ドルと1兆8180億ドルにのぼり、輸出額では世界第1位、輸出入総額では米国に次ぐ世界第2位となった²。同年における中国経済の貿易依存度は47%に達している³。また、経済の急速な成長に伴い、中国が消費する資源・エネルギーも増大しており、中国はその需要を満たすために、海外からの輸入への依存を高めている。例えば、中国はかつて原油の純輸出国であったが、1990年代前半には純輸入国に転じ、その後も輸入量を増大させている。2012年における中国の原油輸入量は2兆7109万トンであり、対外依存度は56.4%に達した。2005年における中国が消費する原油の対外依存度は42.9%であり、わずか7年で13.5ポイントも上昇した⁴。

グローバル経済との相互依存を高めつつ、急速な経済成長を続けてきた結果、中国にとっての海洋に関連する「国益」は拡大しつつある。経済の持続的な成長の実現を目指す中国にとって、資源・エネルギーの安定的な供給を確保することは死活的に重要である。資源・エネルギーの供給に関する中国の対外依存度は上昇傾向にあるが、国際市況の急変や国際関係の緊張などにより、価格の急上昇や供給の減少といった中国にとってのリスクの高まりも否定できない。資源・エネルギーの国内供給を増加させることは、中国の経済安全保障にとって重要な課題となっている。その観点からみて、東シナ海と南シナ海で存在が有望視されている豊富な石油・ガス資源を確保することは、中国にとって極めて重要な国益となっている。また、この海域における漁業資源を自国の漁民のために確保することも、中国政府にとって経済的にも政治的にも重要である。

海洋に存在する石油や天然ガス、漁業資源などの「海洋権益」の確保は、人民解放軍にとっても重要な任務である。2013年4月に発表された中国の国防白書である『中国の武装力の多様な運用』は、「海洋は中国が持続可能な発展を実現するうえでの重要な空間であり、資源の保障である」とし、「国家の海洋権益をしっかりと守ることは、人民解放軍の重要な職責である」と主張した。さらに、中国による海上での法執行や漁業、石油・ガス開発などの活動に海軍が安全保障を提供する

² 「中国貿易地位継続提昇」『人民日報』2013年4月11日。

³ 「去年外貿依存度同比降3.1个百分点」『人民日報』2013年2月8日。

⁴ 「去年我国原油対外依存度56.4%」『人民日報』2013年2月6日。

方針も明示している⁵。

資源・エネルギーの輸入や、中国で製造した製品の輸出など、増大する対外貿易の輸送の大半を中国は海運に依存している。中国が依存する主要な海上交通路(シーレーン)の安全を確保することも、中国経済の安定的な成長を実現するために不可欠の条件となっている。とりわけ中東からインド洋、マラッカ海峡、南シナ海、東シナ海へと通じるシーレーンは中国の対外貿易における大動脈となっている。中国が輸入する原油のおよそ 8 割がマラッカ海峡を通過しているとも言われる。中国からみて、このシーレーンは必ずしも安全ではない。マラッカ海峡から南シナ海におけるシーレーンは、スプラトリー諸島をめぐる領有権などを中国と争っているベトナム、フィリピン、マレーシアといった諸国の軍事的影響力が及んでいる。東シナ海においては尖閣諸島をめぐる対立している日本や、その同盟国である米国の軍事的プレゼンスが確立されている。さらにインド洋においても、陸上国境をめぐる対立関係にあるインドの軍事的プレゼンスが高まりつつある。

中国は、自国の経済にとって極めて重要なシーレーンが、中国にとって必ずしも友好的でない多くの国々によって包囲されており、これらの国々との関係が悪化すれば、中国に関係する船舶の航行が妨害されるといったリスクが存在すると認識している。このリスクを低減させるために、海軍や海上法執行機関による海洋への進出の強化が必要だと考えられているのである。先述の中国の国防白書は、「中国経済が次第に世界の経済システムに融け込むに従い、海外利益はすでに中国の国益の重要な構成部分になっている」と指摘し、「海外利益」の具体例として、海外の資源・エネルギー、シーレーン、海外の国民と法人の安全の確保を挙げている⁶。国防白書の執筆において中心的な役割を果たしている、軍事科学院国防政策研究センターの陳舟主任は、「海外における行動能力の建設を強化する事によって、国家の海外利益を守るために確固たる安全保障を提供すべきである」と指摘している。同時に陳主任は、中国経済と世界経済の連関が強まった結果、「中国の安全保障利益は領土の安全から海洋、宇宙、ネット空間の安全へと延伸し、国土の安全から海外利益の安全へと延伸した」とも述べ、「海洋權益」と「海外利益」を守るために人民解放軍が役割を果たす重要性を主張したのである⁷。

2 周辺諸国に対する圧力の強化

海洋に残された主権や領土をめぐる問題を有利に解決し、拡大しつつある海洋權益と海外利益を擁護することを目的に海洋へ進出している中国にとって、台湾海峡や南シナ海、東シナ海の現状は、いずれ変更されるべきものである。すなわち中国からみれば、台湾は中国の下で統一されなければならない、南シナ海の島嶼の領有権と海洋權益はすべて中国に帰属しなければならない、尖閣諸島の領有権と東シナ海の海洋權益も中国の支配下に置かれなければならないからである。近年の中国はこれらの問題への対応において、自由や民主といった普遍的な価値観や法の支配、既存のルールなどを無視し、力を背景に関係諸国へ圧力をかける姿勢を強めている。

⁵ 「中国武装力的多様化運用」『中国軍網』2013年4月16日。

⁶ 同上。

⁷ 「解説《中国武装力的多様化運用》白皮書」『中国軍網』2013年4月16日。

(1) 台湾

中国共産党政権にとって台湾の統一は、自らの正統性にもかかわる極めて重要な課題である。台湾は清国が日清戦争で敗北した結果、1895年に日本に割譲した土地であり、中華ナショナリズムの体現者を自認する共産党にとって、台湾の回収は自らの存在意義の重要な一部をなしている。また、大陸における共産党との内戦に敗北した国民党によって分断された台湾を統一することは、中国共産党による一党支配体制の正しさを証明することにもなる。したがって、中国の指導者が再三指摘しているように、台湾問題は中国にとっての「核心的利益」なのである。

冷戦期の台湾は、中国との統一を党是としていた国民党による支配の下に置かれており、共産党は台湾による大陸からの政治的な自律を求める動きを心配する必要はなかった。ところが1988年に李登輝が総統に就任すると、台湾の政治的民主化が急速に進展した。1996年には、総統の直接選挙が実施され、李登輝が再選された。2000年の選挙では陳水扁が総統に当選し、民進党への政権交代が実現した。2008年の選挙では馬英九が総統に当選し、国民党が政権を奪還した。このように台湾政治に自由と民主主義が定着するに伴って、台湾の人々の間で、一党支配の大陸とは異なる独自の政治的アイデンティティーが強まっていった。台湾の行政院大陸委員会が発表している世論調査によれば、この10年余りの間、統一も独立もしない現状維持を志向する意見が7～8割を占め続けている⁸。これは大半の台湾人が、中国との統一に消極的である事実を示している。

台湾の政治的民主化の進展と、大陸からの自律的な傾向の高まりに直面した中国は、台湾に対する軍事的な圧力を強化する事によって、台湾の中国からの分離傾向に歯止めをかけることを選択した。中国共産党にとっては台湾の統一を諦めることは不可能であり、台湾の政治的自律性をもたらす民主主義を受け入れることはなおさら不可能だからである。1995年と96年には、台湾の近海に短距離弾道ミサイルを撃ち込んで台湾を威嚇した。中国は1100基を超える短距離弾道ミサイルを保有し、その性能の向上も図っており⁹、台湾に対する軍事的な圧力の基盤としている。中国はSu-27やSu-30、J-10、J-11といった第四世代戦闘機の配備数を急増させており、その数は台湾の保有数を大きく上回っている。台湾海峡を挟んだ中国と台湾の軍事バランスは、中国側に有利な方向へ変化している¹⁰。2005年に中国は「反国家分裂法」を制定し、台湾の平和的統一が不可能となった場合に「非平和的」措置を採ることができると明記した¹¹。

2008年に中国との関係改善を主張した馬英九が総統に就任したことで、中国は台湾との対話を再開し、経済協力枠組み協定(ECFA)を締結するなど、台湾との協力を推進する姿勢を示してい

⁸ 行政院大陸委員会「民衆対当前兩岸関係之看法」2013年3月22日、
<http://www.mac.gov.tw/ct.asp?xItem=104149&ctNode=6332&mp=1>

⁹ Office of the Secretary of Defense, “Annual Report to Congress, Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2013,” May 6, 2003, p. 42,
http://www.defense.gov/pubs/2013_China_Report_FINAL.pdf

¹⁰ 防衛省『平成24年版防衛白書』(防衛省、2012年)、46ページ。

¹¹ 「反国家分裂法(全文)」在日本中国大使館HP、2005年3月14日、
<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zt/www12/t187198.htm>

る。現在の中台関係は安定しているように見えるが、それは中国による軍事的圧力に直面している台湾人の政治的な妥協によるところが大きい。言い換えれば、民主的な選挙を通じた台湾の将来に対する台湾人の選択肢は、中国による軍事的圧力によって大きく制約されているのである。習近平政権には、将来の統一を念頭に置いた政治協議の開始を台湾側に求める動きも見られる¹²。今後は、中国が台湾の民主主義的な政治制度を軽視し、台湾に対する軍事的な圧力を強化することで政治協議の受け入れを迫るような事態もありうるだろう。

(2) 南シナ海

南シナ海には、大小あわせて 200 を超える島や岩礁、砂州、暗礁などが存在しており、その領有権をめぐる中国はベトナムやフィリピン、マレーシア等と係争関係にある。太平洋戦争での敗北を受けて日本が南シナ海における島嶼の領有権を放棄した後、その帰属は曖昧であったが、1960年代後半に国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) が南シナ海に石油や天然ガスが存在する可能性を指摘した報告書を発表すると、各国がその領有権を強く主張するようになった。ベトナム、フィリピン、マレーシアは、主に自国から近距離にある島嶼をいち早く支配下におさめ、資源開発や観光開発を進めていった。他方で海軍の能力が低く、内政も混乱していた中国は、南シナ海への進出に出遅れた。

中国は南シナ海の大半の海域を中に収める U 字型の 9 つの破線(「九段線」)を独自に設定し、その中に存在する全ての島嶼に対する領有権と、海域の管轄権を主張している。ただし、中国の主張は古文書におけるあいまいな記述の存在などに主に依拠しており、国連海洋法条約 (UNCLOS) を中心とした現代の国際法に照らした根拠は薄弱である。とりわけ中国が主張する海域の管轄権については、UNCLOS が規定する大陸棚や排他的経済水域 (EEZ) の定義と整合性がとれていない。中国はこれまで「九段線」が国際法上どのような意味を有するのかについて一度も公式の見解を発表したことがないが、それは国際法に照らして中国の主張に正当な根拠を見出すことができないからであろう。

国際法上における立場も弱く、進出にも出遅れた中国は、武力の行使や武力による威嚇を通じて、他国による島嶼の支配という現状の変更を実現してきた。1974 年には南ベトナム軍を攻撃し、パラセル諸島全域を支配下に置いた。1988 年にはベトナム軍を攻撃し、スプラトリー諸島の 6 つの島嶼を占拠した。1995 年には軍事力による威嚇を通じて、フィリピンからミスターフ礁の支配を奪ったのである。その後 2000 年代前半に、中国は南シナ海問題について東南アジア諸国連合 (ASEAN) との対話を始めるなど、協調的な姿勢を見せた時期もあった。2002 年には「南シナ海関係諸国行動宣言」に署名し、将来的な行動規範の合意に向けて努力することで合意する¹³など、

¹² 例えば国務院台湾弁公室の楊毅報道官は、「兩岸の政治的議題は客観的に存在している」と指摘したうえで、民間が先行する形で対話を始める方法を提起した(「国台弁挙行例行新聞发布会」『人民日報』2013年3月28日)。

¹³ “Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea,” November 4th, 2002, <http://www.asean.org/news/item/declaration-on-the-conduct-of-parties-in-the-south-china-sea>

南シナ海の安定に向けて関係諸国と共通のルール作成に積極的な姿勢を示した。

ところがその後、中国は行動規範の策定に向けた具体的な協議を拒否し、2009 年ごろから力を背景に関係諸国に圧力を加えることによって現状の変更を試みる対応に回帰してしまった。その先兵となっているのが、「海監」と「漁政」を中心とした中国の海上法執行機関である。「海監」と「漁政」は南シナ海において監視船によるパトロール活動を定期的に変更するようになり、海洋権益の確保を目指した他国の漁船や資源調査船に対する妨害行動を活発化させている。中国の監視船によるベトナム漁船の拿捕が相次いでいるほか、中国の監視船が放水銃でベトナム漁船の操業を妨害したり¹⁴、銃撃して漁船に火災を引き起こした事件も発生している¹⁵。中国の監視船によるベトナムの調査船の活動に対する妨害も頻発しており、ベトナム調査船の資源探査用のケーブルが中国の監視船や漁船によって切断される事件もたびたび発生している。

「海監」と「漁政」は、他国が支配する島嶼に対する主権を主張したり、新たな島嶼への支配の拡大を目指した活動も強化している。2010 年 3 月には、マレーシアが支配しているスワロー礁に「漁政」の監視船が接近し、これに対処したマレーシア軍の艦船・航空機と 18 時間にわたって対峙する事態を引き起こした。2012 年 4 月には、ルソン島の西方およそ 200 キロに位置し、フィリピンが領有権を主張しているスカボロー礁において、違法操業していた中国漁船に対するフィリピン側による法執行を、「海監」および「漁政」の監視船が妨害する事件が発生した。その後、双方の監視船は 2 カ月間にわたって対峙を続けたが、最終的に中国側がフィリピン側の監視船を現場海域から追い出した。その後も中国の監視船はスカボロー礁を常時監視下においており、中国はスカボロー礁に対する事実上の支配を確立している。これは、中国が海上法執行機関という実力に依拠して、フィリピンによるスカボロー礁の支配という現状の変更にも成功したことを意味する。

人民解放軍も、南シナ海におけるプレゼンスを拡大することで、周辺諸国に対して圧力を加え、法執行機関による活動を側面から支援する動きを強めている。2009 年には、中国空軍の J-10 戦闘機が、空中給油機による給油を受けながら、南シナ海で中国が領有権を主張している最南端の曾母暗沙まで飛行する訓練を行い、中国空軍の戦力投射能力を周辺諸国に誇示した。2010 年には、中国海軍が 71 発のミサイル発射を含む大規模な実弾射撃訓練を南シナ海で行った。近年では、ホバークラフトとヘリコプターを搭載した 2 万トンクラスの大型揚陸艦を動員した離島奪回演習を南シナ海で繰り返している。2012 年 9 月に、中国は空母「遼寧」を就役させた。「遼寧」は艦載機の離発着訓練を始めたばかりであり、高度な能力を有する米軍や自衛隊から見ればその軍事的な意味は決して大きくないが、南シナ海で中国と対立している東南アジア諸国にとっては、無視できない軍事的圧力をもたらすことになるだろう。

(3) 東シナ海

尖閣諸島は、1895 年 1 月に日本国政府が他国の統治が及んでいない無主地であることを確認し

¹⁴ 「中国漁政在南海打擊侵權漁外國船隻」『廣西新聞網』2013 年 5 月 6 日、
<http://military.people.com.cn/n/2013/0506/c1011-21376447.html>

¹⁵ “Remarks by Foreign Ministry Spokesman on March 25th 2013,”
http://www.mofa.gov.vn/en/tt_baochi/pbnfn/ns130326202046

た上で、「先占」の国際法理に基づいて領有権を確立した日本の領土である。尖閣諸島は、同年 4 月に締結された日清戦争の講和条約である「下関条約」によって日本に割譲された清国の領土とは全く関係がない。したがって、「カイロ宣言」によって日本が中国に返還すべきと規定された領土の中にも、尖閣諸島は含まれていない。日本は国際法に基づいて尖閣諸島に対する領有権を確立して以来、今日に至るまで領有権を維持している。第 2 次大戦後に米国に施政権が移った時期を除き、日本政府は尖閣諸島における日本人による経済活動の監督や徴税などといった施政権を一貫して行使しており、尖閣諸島を有効に支配してきた。1895 年 1 月に日本が尖閣諸島を領有して以降、中華民国及び中華人民共和国は、70 年間以上にわたって一度もこれに異議を唱えたことはなかった。1969 年に ECAFE が尖閣諸島周辺に石油・ガス資源が存在する可能性を指摘したのち、台湾と中国は尖閣諸島に対する領有権を突然主張するようになったのである。

中国は 1971 年末に、初めて公式に尖閣諸島に対する領有権を主張した。1978 年 4 月に、100 隻を超える武装した漁船を尖閣諸島の日本領海に進入させて、日本に対して政治的な圧力をかける行動に出たが、中国は日本による尖閣諸島の領有という現状を、力によって変更するような動きは長らく見せてこなかった。中国は、1970 年代後半から、尖閣諸島に関して「論争棚上げ、共同開発」の方針を一方向的に主張してきたが、1992 年に尖閣諸島に対する中国の領有権を規定した領海法を制定したことで、この主張を自ら否定した。もちろん、日本は一貫して尖閣諸島に対する領有権を保持してきたのであり、中国との間で領有権問題を棚上げすることで合意した事実は存在しない。

中国は、南シナ海で海上法執行機関を用いて領土や海洋権益をめぐる周辺諸国に圧力を加え始めた時期と同じくして、東シナ海においても同様の対応を見せるようになった。2008 年 12 月に、「海監」の監視船が尖閣諸島の周辺海域に現れ、海上保安庁の巡視船による警告を無視して、日本の領海に進入した。これは、尖閣諸島周辺における中国の公船による初めての領海への進入であった。その後も中国は、海上法執行機関の監視船を日本の領海に進入させることによって、尖閣諸島に対する日本の実効支配に挑戦する動きを強めている。2010 年 9 月に、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、船長が逮捕される事件が発生すると、「漁政」の監視船が漁民の保護を名目に尖閣諸島周辺に定期的に出現し、しばしば領海へも進入するようになった。2012 年 9 月以降は、日本政府による尖閣諸島の国有化を口実に、「海監」も監視船を頻繁に尖閣諸島周辺に派遣し、領海への進入を繰り返すようになった。2012 年 12 月には、「海監」に所属する航空機が尖閣諸島の日本領空を侵犯し、航空自衛隊の戦闘機がスクランブルで対応する事態も発生した。中国は海上法執行機関という力に依拠して、日本による尖閣諸島の実効支配という現状の変更を試みているのである。

人民解放軍も、南西諸島周辺における活動を活発化させることによって、日本に対する軍事的な挑発を強めている。2008 年以降、中国海軍はいわゆる「第 1 列島線」を構成する日本の南西諸島を経て、西太平洋に艦艇部隊を派遣する遠洋訓練を行っているが、その回数や参加する艦艇数は増加傾向にある。とりわけ 2012 年 9 月以降は、中国の艦艇部隊が南西諸島の日本の接続水域を航行したり、尖閣諸島に接近したりする事例が目立っている。2013 年 1 月には、中国海軍の艦艇

が、海上自衛隊の護衛艦に対して射撃管制用のレーダーを照射するという、極めて挑発的な行為に及んでいる。また、人民解放軍の航空機による南西諸島周辺空域での活動も活発化しており、日本の防空識別圏への進入も増加している。航空自衛隊による中国機に対するスクランブルは、2012年9月以降に急増しており、2012年度における中国機へのスクランブル回数は、ロシア機に対する248回を大きく上回る306回に達した。スクランブルの対象となった中国機の多くは、南西諸島周辺空域に飛来した戦闘機であった¹⁶。

尖閣諸島周辺における海上法執行機関と人民解放軍のプレゼンスを高め、実力を背景にした日本への圧力を強化することによって、中国が尖閣諸島をめぐる現状の変更を目指していることは明らかである。当面は、尖閣諸島の領有権を議題とした交渉の開始を日本に認めさせることや、日中による尖閣諸島の共同管理を実現することなどを目標としているように思われる。

3 米軍のプレゼンスに対する挑戦

(1) 障害となる米国のコミットメント

これまで述べてきたような形で、台湾海峡、南シナ海、東シナ海で現状の変更を試みている中国にとって、その最大の障壁となっているのは米国である。1954年に米華相互防衛条約が締結されたことで、台湾の中華民国は米国の同盟国となった。1979年に米国が中国と国交を樹立したことで米国と台湾の同盟は消滅したが、米国議会は台湾関係法を制定し、台湾に対して防衛的な兵器を供与する義務を米国政府に課した。この台湾関係法に依拠して、米国は台湾に対して継続的に兵器の売却を行っており、台湾軍の能力の維持・向上にとって決定的な役割を果たしている。また、米国は台湾海峡をめぐる問題の平和的な解決を強く主張しており、中国による実力を背景にした現状の変更をけん制している。

フィリピンは東南アジア地域における米国の重要な同盟国である。冷戦の終結を受けて1990年代前半にフィリピンに駐留していた米軍は撤収したが、2000年代に入ってから共同演習を活発に行うなど、両国の安全保障協力は再び強化されつつある。また、米国とベトナムの安全保障上の協力関係も深化しつつある。空母を含む米海軍の艦艇が定期的にベトナムに寄港しており、両国軍間の交流や共同演習もしばしば実施されている。南シナ海での緊張の高まりに懸念を強めている米国は、問題の平和的な解決に向けて関与を強化する姿勢を明確にしている。スカボロー礁での対峙が続いていた2012年4月末に開催された、米国とフィリピンの「2+2」会合において米国側は、南シナ海における航行の自由の確保や対立の平和的解決を重視することと、フィリピン軍の情報収集能力の向上への協力などを通じて、米比同盟を強化していく方針を明確にした¹⁷。

日本は米国にとって、最も重要な同盟国の一つである。日米安保条約に基づいて提供されてい

¹⁶ 統合幕僚監部「平成24年度の緊急発進実施状況について」2013年4月17日、http://www.mod.go.jp/js/Press/press2013/press_pdf/p20130417_02.pdf

¹⁷ “US-PHS 2+2 Meetings,” US Embassy News and Events 2012, <http://manila.usembassy.gov/meeting2.html> and “Joint Statement of the United States-Philippines Ministerial Dialogue,” Media Note, Office of the Spokesperson, April 30, 2012, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/04/188977.htm>

る在日米軍基地は、アジア太平洋における米軍の円滑な行動と、軍事的プレゼンスの維持にとって不可欠な基盤となっている。米軍と自衛隊は半世紀にわたる協力関係を経て、高い相互運用性と相互補完性を確立しており、日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域の安全と繁栄を維持するうえで中心的な役割を果たしている。尖閣諸島について米国は、日米安保条約に基づいて米国が防衛義務を負う対象であるとの立場を繰り返し表明している。2013年4月に小野寺防衛大臣と会談したヘーゲル国防長官は、尖閣諸島に関して「米国は、日本の施政権を侵そうとする一方的、威圧的ないかなる行動にも反対する」と明言した¹⁸。

このような台湾海峡や南シナ海、東シナ海における米国の関与やコミットメントは、力に依拠して現状を変更する中国の試みを困難にしていると、中国は認識しているだろう。台湾やフィリピン、ベトナム、日本の背後に米国さえ存在しなければ、力に依拠した中国の立場は相対的に高まり、中国が望む方向で現状を変更できる可能性が高まるからである。海洋に残された領土・主権の問題を有利に解決し、海洋権益や海外利益の確保を目指して海洋への進出を強化している中国にとって、その目的を最終的に実現するためには、東アジアの安全保障秩序における米国の優位を打破することが不可欠である。東アジアにおける米国の優位はその強力な軍事的プレゼンスによって支えられていることから、中国の周辺海域における米軍のプレゼンスを減少させたり、排除することが中国にとって必要となっている。

(2) 米軍のプレゼンスに対する挑戦

中国はすでに、周辺海域における米軍の行動を制約しうる能力の獲得に向けて動き出しており、米国はこうした中国の動向を米軍に対する「接近阻止・領域拒否(A2AD)」能力の向上を目指すものとして警戒感を強めている¹⁹。例えば中国海軍は、1990年代後半から潜水艦の増強を継続している。ロシアから購入した静粛性の高いキロ級潜水艦をはじめとして、国産のソン級潜水艦、非大気依存推進システム(AIP)を装備しているといわれているユアン級といった新型の通常動力潜水艦を次々と就役させている。また、攻撃型原子力潜水艦についても、既存のハン級に加えて、新型のシャン級を2隻就役させており、現在はその後継となる新たなタイプを開発中であるとも指摘されている。魚雷や対艦ミサイルといった破壊力の大きな武器を装備する潜水艦は、水中深く航行するため発見が容易ではなく、水上艦艇にとっては最大の脅威である。中国は多数の先進的な潜水艦を配備することで、南シナ海や東シナ海、西太平洋における米海軍艦艇の行動を制約しうる能力の獲得を目指していると言えよう。

また中国海軍は、第一列島線を越えて西太平洋に艦艇部隊を派遣し、対艦攻撃や防空戦闘、対潜水艦戦闘などの実戦的な演習を行う遠洋訓練を恒常的に行っている。これらの遠洋訓練には、高い対艦攻撃能力を有する現代級駆逐艦や、ステルス性と高い防空能力を有するルーヤンII級

¹⁸ “Press Conference with Secretary Hagel and Defense Minister Onodera from the Pentagon,” April 29, 2013,

<http://www.defense.gov/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=5230>

¹⁹ Office of the Secretary of Defense, “Annual Report to Congress, Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2013,” May 6, 2003, pp. 32-33.

駆逐艦やジャンカイⅡ級フリゲートなどが参加しており、有事の際に米国本土やハワイなどから中国周辺への接近を試みる米海軍の艦艇を、中国本土から離れた西太平洋において迎え撃つための能力の獲得を重要な目的にしていると思われる。最近では大型の揚陸艦を参加させた遠洋訓練も行っており、将来的な空母機動部隊の運用を想定した能力の向上も目指されているのだろう。

中国軍が近年開発と配備を進めている、通常弾頭型の各種ミサイルも、中国の米軍に対する A2AD 能力の重要な一翼を担うものである。中国は、移動中の水上艦艇を直接攻撃できる対艦弾道ミサイル(ASBM)を開発中であることを認めているが、米国はこれがすでに配備されていると判断している²⁰。ASBMの弾頭は高高度からきわめて高速で目標へ落下するため迎撃することは難しく、米国の空母などにとっては大きな脅威となる。中国が ASBM の能力向上に成功すれば、米国に対する A2AD 能力は大きく高まることになるだろう。また、中国は DF-21 を中心とした中距離弾道ミサイルの能力向上や、長距離の巡航ミサイルである DH-10 の配備を進めているが、こうしたミサイルは在日米軍基地や自衛隊の基地を精密に攻撃する能力を有しているとみられる。有事の際には、在日米軍基地を攻撃することで、中国周辺における米軍の行動を制約したり、自衛隊の基地を攻撃することで、自衛隊による米軍の支援を妨害することも想定されているだろう。

中国はすでに、自国の周辺海域における米軍の行動を妨害する具体的な行動にも出ている。2009年3月、海南島の南方沖およそ120キロの海域で、情報収集活動を行っていた米海軍の音響観測船インペッカブルに、中国海軍の情報収集艦、「海監」と「漁政」の監視船、2隻のトロール漁船が接近し、この漁船がインペッカブルの前方に木材を投げ込んだり、インペッカブルの曳航ソナーの捕獲を試みるなど、その安全な航行を妨害したのである²¹。中国海軍は海南島に地下式の新たな潜水艦基地を建設し、新型の潜水艦の配備を進めている。中国側は、インペッカブルによって海南島周辺における潜水艦の動向を偵察されることを防止するために、具体的な行動に出たものと思われる。

また、中国は周辺海域における米軍などによる情報収集活動を制約することを目的に、地域諸国によって共有されている航行の自由の原則や、UNCLOS の解釈に異議を唱えている。インペッカブルの航行に対する中国による妨害行動について米国側は、海軍の艦船を含めた船舶の自由な航行を幅広く認めている航行の自由の原則に反するものと批判した。これに対して中国側は、インペッカブルによる情報収集活動が中国の EEZ で行われており、中国の安全保障を損なう外国の艦船の EEZ 内における行動は認めないとの立場を主張した。中国は UNCLOS における EEZ の規定は、沿岸国に外国艦船の行動を規制する権利を与えているという、独自の解釈を掲げており、EEZ における外国艦艇の自由な行動は規制されないという米国や日本など多くの国々の立場を認めていないのである。

4 安保秩序の維持に向けた日米同盟の役割

²⁰ ibid., p. 38.

²¹ “Chinese Vessel Shadow, Harass Unarmed U.S. Surveillance Ship,” March 9, 2010, http://www.navy.mil/search/display.asp?story_id=43294

(1) 強硬さを増す新指導部

この数年間で緊張が高まっている南シナ海における中国とフィリピン、ベトナムとの対立や、尖閣諸島をめぐる中国と日本の対立は、関連のない個別の事象では決してない。これらは、領土や主権の問題を有利に解決し、海洋権益や海外利益を獲得するために、自国の周辺海域の現状変更を目指して、中国が海洋への進出を強化していることによって引き起こされたものである。中国は、法の支配や既存のルールを尊重することなく、経済力の向上に伴い急速に高まっている、軍事力や海上法執行能力に依拠した現状の変更を志向している。中国がこうした目的を達成するに当たり、米国が確固とした軍事的プレゼンスによって維持してきた東アジアの安全保障秩序は最大の障害となっている。したがって、中国にとっての最終的な目標は、海洋への進出を強化する事によって、東アジアにおける米軍のプレゼンスを後退させ、米国に代わって中国が地域秩序で優位な立場に立つことである。現在、我々が南シナ海や東シナ海で目にしている、中国の海上法執行機関や人民解放軍による威圧的な行動は、東アジアにおいて覇権的な地位の獲得を目指す中国の中長期的な試みの第一歩と理解すべきである。

2012年11月に開催された第18回党大会において、胡錦濤に代わり習近平を総書記とする新たな指導部が発足したが、習近平指導部は力に依拠した海洋への進出をさらに強化する方針を示している。党大会での政治報告では、「国家の海洋権益を断固として守り、海洋強国を建設する」と明記され、「海洋強国」の建設が今後の目標の一つに設定された²²。総書記に就任して初めての会見に臨んだ習近平は、「中華民族の偉大な復興」を実現させることが、自らの重大な責任であると指摘した²³。11月29日に、「復興の道」と題した展覧会を視察した習近平は、「中華民族の偉大な復興を実現すること」が「中国の夢」であると指摘した²⁴。さらに習近平は、12月に3日間にわたって広州戦区を訪問し、南海艦隊に所属する艦船を視察したり、軍区司令部を訪問した際に、中華民族の偉大な復興の実現は「強国の夢であり、軍隊について言えば強軍の夢である」と述べ、「強固な国防と強大な軍隊の建設に努力しなければならない」と主張した²⁵。すなわち習近平は、「中華民族の偉大な復興」を「中国の夢」として掲げ、「海洋強国」の建設を含む「強国の夢」と軍隊の増強を目指す「強軍の夢」をその重要な構成部分と位置付けたのである。

このような習近平総書記の愛国主義的な姿勢は、中国外交の基本的な方針にも反映されつつある。これまで中国は、外交の基本的な方針として「平和発展の道」を主張してきた。その要点は、発展を実現するために平和な国際環境を必要としている中国は、対話を通じて対立を平和的に解決するなど平和を維持するために努力し、発展を達成しても武力に依拠して他国を威嚇するなどの

²² 「堅定不移沿着中国特色社会主義道路前進 為全面建設小康社会而奮闘」『人民日報』2012年11月18日。

²³ 「人民對美好生活向往就是我們的奮鬥目標」『人民日報』2012年11月16日。

²⁴ 「承前啓後 繼往開來 繼續朝着中華民族偉大復興目標奮勇前進」『人民日報』2012年11月30日。

²⁵ 「堅持富國和強軍相統一 努力建設巩固国防和強大軍隊」『人民日報』2012年11月13日。

覇権的な行動をとらないというものだった²⁶。ところが習近平は、この「平和発展の道」をテーマにした中央政治局集団学習会議において、「我々は平和発展の道を堅持するが、決して我々の正当な権益を放棄することはできず、決して国家の核心的利益を犠牲にすることもできない。いかなる外国も我々が自己の核心的利益を取引したり、我々が主権、安全、発展の利益を損なうような結果を受け入れることを期待すべきではない」と強調した²⁷。すなわち、中国にとっての「核心的利益」が守られることが、「平和発展の道」を進むうえでの前提条件だということである。

中国は、台湾問題について「核心的利益」に関わるものであると再三表明してきた。これに加えて近年では、南シナ海問題と尖閣問題も「核心的利益」に含まれつつある。2010年3月に訪中した米国の高官に対して、中国の高官が南シナ海問題は中国の「核心的利益」であると言及したと報じられた。その後、『人民日報』などの公式メディアにおいて、南シナ海問題を「核心的利益」とする論評などが多数掲載されている。尖閣諸島についても、公式メディアで「核心的利益」と関連付けられて来たが、2013年4月に中国外交部の報道官が、「尖閣諸島は中国の核心的利益である」と明言するに至った²⁸。こうした状況から判断すれば、南シナ海や尖閣諸島をめぐる問題において、中国が「平和発展の道」を進むことは期待できそうにない。

(2) 秩序維持へ向けた日米の役割

今後中国は、急速に拡大しつつある人民解放軍や海上法執行機関の戦力投射能力に依拠して、南シナ海と東シナ海においてフィリピンやベトナム、日本に対する圧力を強化し、漸進的な現状の変更を試みると思われる。米国による明示的な介入を招きかねない、軍事力の行使による急激かつ大幅な現状の変更は当面求めないだろう。中国は周辺諸国を威嚇するに十分な戦力投射能力を備えつつあるが、米軍に軍事的介入を躊躇させるだけのA2AD能力をまだ備えていないからである。このような対応は、米国のコミットメントに対する地域諸国の信頼を低下させるという効果もある。米国の介入を招かない範囲で、領土や主権、海洋権益についての現状変更を実現していけば、地域諸国の米国に対する期待は結果として裏切られることになる。米国のコミットメントに対する地域諸国の不信感が高まれば、米軍がプレゼンスを維持することも難しくなるのである。

このような東アジアの安全保障秩序を根底から崩しかねない事態の到来を防ぐために、日本と米国が果たすべき役割は極めて重要である。既存の地域秩序を支える主要なパワーである日本と米国は、海洋への進出によって秩序を変更する中国の試みを、決して容認しないという明確な決意を中国に認識させなければならない。そのためには、米軍と自衛隊、コーストガードと海上保安庁の情報の共有や共同演習などをさらに深化させ、日米が発揮できる能力が拡大する中国の能力を常に上回る状況を維持しなければならない。その上で、中国の圧力に対して脆弱なフィリピンやベトナムに対する支援を抜本的に強化すべきである。装備の供与や実戦的な共同訓練の実施などを

²⁶ 国務院新聞弁公室「中国的和平発展道路」『人民日報』2005年12月23日および国務院新聞弁公室「中国的和平発展」『人民日報』2011年9月7日。

²⁷ 「更好統籌国内国際兩個大局」『人民日報』2013年1月30日。

²⁸ 『読売新聞』2013年4月27日。

通じた両国海軍の能力構築を促進することや、南シナ海における米海軍と海上自衛隊によるパトロールの実施、海上安全保障に関する日米比越間の協定の締結などが検討されてもよいだろう。

同時に、日本と米国には、中国に対して既存の安全保障秩序を受け入れるよう促す努力も必要である。改革開放政策の下で経済発展を実現してきた中国は、平和な地域環境と安定した海洋秩序の大きな受益者である。中国共産党にとっての政治的な利益を別にすれば、中国にとって既存の秩序を維持することには大きな利益がある。日本と米国は、中国を含めた 3 国間や多国間の対話を強化し、中国に対して秩序維持の利益を共有するよう説得を続けなければならない。こうした努力が、日米同盟に対する中国国民の認識を深めることにもつながり、中国政治が変動する可能性への備えにもなるのである。

(了)